

手続きの流れ

申請をお考えの方は事前にこども課へご相談ください！
手続きに必要な書類等の確認・説明をおこないます。

住宅取得、リフォーム、
賃貸借、引越
必要経費の支払

支払が終わってから、申請に必要なものを
すべてそろえてお持ちください。

7月から受付を開始します。

1 交付申請書や
請求書の提出

交付決定まで
10日～2週間程度です。

2 交付決定（通知）

決定通知書・振込通知書
を送付します。

決定から支払（口座振込）まで
2週間～3週間程度です。

3 支払（口座振込）

< 申請に必要なもの >

- 須賀川市結婚新生活支援事業費交付申請書
- 申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し（口座名義・番号が確認できるもの）
- ★ 婚姻後の戸籍謄本（婚姻日が記載されているもの）
- ★ 夫婦の所得証明書
・ 令和7年度所得証明書
- ★ 市税等納税証明書
・ 所得証明書の年度と同じ年度のもの
- 貸与型奨学金返済額のわかるもの
（所得限度額に影響がない場合は省略可）
- 請求書（請求者の情報と押印のみ）
- 結婚新生活支援事業に関するアンケート
- ハンコ（シャチハタ・スタンプ印はNG）

★印の書類は、須賀川市で公募により確認できる
場合は提出不要

<住宅取得・住宅リフォーム>※契約者は申請者であること

- 売買契約書又は工事請負契約書
- 領収書等支払いの確認が取れるもの
支払ったことがわかるもの（通帳等の写し）でも可

<住宅賃貸借>

- 住宅手当支給証明書
支給の有無にかかわらず就業している場合は必須
- 無職無収入申立書（申請時に無職の場合）
- 賃貸借契約書
- 敷金・礼金・家賃等の領収書
支払ったことがわかるもの（通帳等の写し）でも可
- 支払金額の内訳が分かるもの（請求書など）

<引越費用>

- 引越業者・運送業者への支払い領収書の写し
※運送費のみ対象、引越業者からの家具購入やレンタカー利用は対象外

※○の書類についてはホームページからも
ダウンロードできます。

補助金についてのアンケートへのご協力を
お願いします。（請求書と一緒に提出してください）

※令和8年1月以降婚姻届を提出予定の方は、補助上限額に満たない場合
継続費用として上限額との差額を翌年度に繰越申請できる場合があります。

